［別紙］

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年　８月　１日　至　令和８年　７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　相和会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　滋賀県大津市粟津町４番７号

(3) 設立認可年月日　　平成１７年　８月　４日

(4) 設立登記年月日　　平成１７年　８月１９日

２　事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	ほりい矯正歯科クリニック	２５３０１０２３２２	滋賀県大津市粟津町４番７号	無　床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

該当なし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月２５日　　令和６年度決算の決定

令和　８年　７月３１日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２

法人名　医療法人　相和会

※医療法人整理番号	0	0	3	1	1

所在地　滋賀県大津市粟津町4－7

財　産　目　録

（令和８年　７月３１日現在）

１．資　産　額	906,019	千円
２．負　債　額	25,004	千円
３．純　資　産　額	881,015	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		499,651
Ｂ　固　定　資　産		406,368
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	906,019
Ｄ　負　債　合　計		25,004
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	881,015

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人相和会
所在地　滋賀県大津市粟津町４－７

※医療法人整理番号	0	0	3	1	1

貸　借　対　照　表

（令和８年　７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	499,651	Ⅰ 流動負債	25,004
Ⅱ 固定資産	406,368	Ⅱ 固定負債	
1 有形固定資産	261,564	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	401	負債合計	25,004
3 その他の資産	144,403	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 資本金	9,966
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	871,049
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	881,015
資産合計	906,019	負債・純資産合計	906,019

様式４－２

法人名　医療法人　相和会

所在地　滋賀県大津市粟津町4－7

※医療法人整理番号	0	0	3	1	1

損　益　計　算　書

（自　令和７年　８月　１日　　至　令和８年　７月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
A　本来業務事業損益	
1　事　業　収　益	390,998
2　事　業　費　用	328,285
本来業務事業利益	62,713
B　附帯業務事業損益	
1　事　業　収　益	
2　事　業　費　用	
附帯業務事業利益	
事　業　利　益	62,713
Ⅱ　事業外収益	5,288
Ⅲ　事業外費用	
経　常　利　益	68,001
Ⅳ　特　別　利　益	
Ⅴ　特　別　損　失	4,022
税　引　前　当　期　純　利　益	63,979
法　人　税　等	19,024
当　期　純　利　益	44,955

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　相和会
理事長　堀井　和宏　　殿

私は、医療法人　相和会の令和７年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

⑴　事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
⑵　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
⑶　計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
⑷　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年　９月２８日
医療法人　相和会
監　事　　林　貴　史